

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
普通貯金無利息型（決済用）規定 1～5 （省略） 6 スウィングサービス (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、<u>a</u>の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 <u>a</u> 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取り扱います。 <u>a</u> 定額型 <u>(a)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）から スウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 <u>b</u> 残高型 <u>(a)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 <u>a</u> 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。 <u>b</u> 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については、10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。 (4) ～ (6) （省略） (7) <u>a</u> 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>b</u> 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。	普通貯金無利息型（決済用）規定 1～5 （省略） 6 スウィングサービス (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、<u>①</u>の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 <u>①</u> 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払により定期貯金口座へ自動振替を行います。 (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取り扱います。 <u>①</u> 定額型 <u>(追加)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）から スウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。 <u>②</u> 残高型 <u>(追加)</u> 順スウィング 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。 (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。 <u>①</u> 普通貯金と定期貯金間の振替金額は、10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。 <u>②</u> 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については、10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。 (4) ～ (6) （省略） (7) <u>①</u> 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。 <u>②</u> 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

改正後	改正前
7～10 （省略） 11 キャッシュカード (1) この貯金についてキャッシュカード（以下、「カード」と<u>いいます</u>。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 (2) （省略） 12 盗難通帳による払戻し等 (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。 <u>a</u> 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること <u>b</u> 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること <u>c</u> 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第10条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>きます</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) （省略） (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>a</u> 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること <u>(a)</u> 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと <u>(b)</u> 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと	7～10 （省略） 11 キャッシュカード (1) この貯金についてキャッシュカード（以下、「カード」と<u>いう</u>。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。 (2) （省略） 12 盗難通帳による払戻し等 (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。 <u>①</u> 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること <u>②</u> 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること <u>③</u> 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第10条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除<u>く</u>。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 (3) （省略） (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てんしません。 <u>①</u> 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること <u>A</u> 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと <u>B</u> 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

改正後	改正前
<u>(c)</u> 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと <u>b</u> 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと (5) ～ (7) (省略) 13～14 (省略) 15 解約等 (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 <u>a</u> この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 <u>b</u> この貯金の貯金者が第 13 条第 1 項に違反した場合 <u>c</u> この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <u>d</u> この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>e</u> この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合 <u>f</u> <u>a から e</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 (3) この貯金口座は、<u>a、b(a)から(f)</u>および<u>c(a)から(e)</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>a、b(a)から(f)</u> または <u>c(a)から(e)</u> の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 <u>a</u> 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>b</u> 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <u>(a)</u> 暴力団 <u>(b)</u> 暴力団員 <u>(c)</u> 暴力団準構成員	<u>C</u> 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと <u>②</u> 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと (5) ～ (7) (省略) 13～14 (省略) 15 解約等 (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 <u>①</u> この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 <u>②</u> この貯金の貯金者が第 13 条第 1 項に違反した場合 <u>③</u> この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 <u>④</u> この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>⑤</u> この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合 <u>⑥</u> <u>①から⑤</u> の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合 (3) この貯金口座は、<u>第 1 号、第 2 号 A から F</u> および <u>第 3 号 A から E</u> のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第 1 号、第 2 号 A から F</u> または <u>第 3 号 A から E</u> の一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 <u>①</u> 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 <u>②</u> 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <u>A</u> 暴力団 <u>B</u> 暴力団員 <u>C</u> 暴力団準構成員

改正後	改正前
<u>(d)</u> 暴力団関係企業 <u>(e)</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>(f)</u> その他前各号に準ずる者 <u>c</u> 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 <u>(a)</u> 暴力的な要求行為 <u>(b)</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>(c)</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>(d)</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>(e)</u> その他前各号に準ずる行為 (4) ～ (5) (省略) 16 (省略) 17 保険事故発生時における貯金者からの相殺 (1) (省略) (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 <u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には、貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>b</u> 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。 <u>c</u> <u>a</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) ～ (4) (省略) 18 休眠預金等活用法にかかる異動事由 当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」<u>とあります</u>。)に基づく異動事由として取り扱います。 <u>a</u> 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払いにかかるものや第 21 条に定める未利用口座管理手数料にかかるものを除きます。) <u>b</u> 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと(当会が当該支払いの請求を把握することができる場合に限ります。)	<u>D</u> 暴力団関係企業 <u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 <u>F</u> その他前各号に準ずる者 <u>③</u> 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 <u>A</u> 暴力的な要求行為 <u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為 <u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 <u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為 <u>E</u> その他前各号に準ずる行為 (4) ～ (5) (省略) 16 (省略) 17 保険事故発生時における貯金者からの相殺 (1) (省略) (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 <u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務<u>または当該</u>債務が第三者の当会に対する債務である場合には、貯金者の保証債務から相殺されるものとします。 <u>②</u> 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。 <u>③</u> <u>第 1 号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) ～ (4) (省略) 18 休眠預金等活用法にかかる異動事由 当会は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」<u>という</u>。)に基づく異動事由として取り扱います。 <u>①</u> 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当会からの利子の支払いにかかるものや第 21 条に定める未利用口座管理手数料にかかるものを除きます。) <u>②</u> 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと(当会が当該支払いの請求を把握することができる場合に限ります。)

改正後	改正前
<u>c</u> 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） <u>(a)</u> 公告の対象となる貯金であるかの該当性 <u>(b)</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地 <u>d</u> 貯金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>e</u> 貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと <u>(a)</u> キャッシュカードの発行（再発行含<u>みます。</u>）および返却、暗証番号の変更 <u>(b)</u> 取引店舗の変更 <u>(c)</u> 相続等による口座名義人の変更 19 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等 (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 <u>a</u> 第18条に掲げる異動が最後にあった日 <u>b</u> 将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>c</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>きます。</u>）に限りします。 <u>d</u> この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項<u>b</u>において、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>a</u> 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日 <u>b</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日 <u>c</u> 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 20 休眠預金等代替金に関する取扱い	<u>③</u> 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） <u>A</u> 公告の対象となる貯金であるかの該当性 <u>B</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地 <u>④</u> 貯金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと <u>⑤</u> 貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと <u>A</u> キャッシュカードの発行（再発行含<u>む</u>）および返却、暗証番号の変更 <u>B</u> 取引店舗の変更 <u>C</u> 相続等による口座名義人の変更 19 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等 (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 <u>①</u> 第18条に掲げる異動が最後にあった日 <u>②</u> 将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>③</u> 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く。</u>）に限りします。 <u>④</u> この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 第1項<u>第2号</u>において、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 <u>①</u> 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日 <u>②</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日 <u>③</u> 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 20 休眠預金等代替金に関する取扱い

改正後	改正前
(1) ～ (2) (省略) (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>a</u> この貯金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。 <u>a</u> 当会がこの貯金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>b</u> 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) (省略) 21～22 (省略) 以 上 (2026 年 7 月 1 日現在)	(1) ～ (2) (省略) (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。 <u>①</u> この貯金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。 <u>①</u> 当会がこの貯金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること <u>②</u> 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと (5) (省略) 21～22 (省略) 以 上 (2025 年 4 月 1 日現在)